

## 肉豚経営安定交付金交付要綱

平成30年12月21日付け30農畜機第5241号  
一部改正 平成31年3月28日付け30農畜機第7805号  
一部改正 令和元年5月31日付け元農畜機第1402号  
一部改正 令和元年7月26日付け元農畜機第2680号  
一部改正 令和元年10月3日付け元農畜機第4041号  
一部改正 令和元年10月30日付け元農畜機第4570号  
一部改正 令和元年12月18日付け元農畜機第5473号  
一部改正 令和元年12月20日付け元農畜機第5627号  
一部改正 令和2年1月31日付け元農畜機第6453号  
一部改正 令和2年6月1日付け2農畜機第1227号  
一部改正 令和2年8月4日付け2農畜機第2616号  
一部改正 令和2年9月30日付け2農畜機第3613号  
一部改正 令和3年1月6日付け2農畜機第5388号  
一部改正 令和3年2月16日付け2農畜機第6161号  
一部改正 令和3年3月31日付け2農畜機第7433号  
一部改正 令和3年7月1日付け3農畜機第2033号  
一部改正 令和3年9月27日付け3農畜機第3327号  
一部改正 令和5年3月29日付け4農畜機第7178号  
一部改正 令和6年2月2日付け5農畜機第7050号  
一部改正 令和6年2月15日付け5農畜機第7274号

### 第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により行う交付金の交付に関しては、法、畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和36年政令第387号）、畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「施行規則」という。）及び平成29年1月25日農林水産省告示第134号（畜産経営の安定に関する法律施行規則第4条第3号、第5条第2号及び第3号イ、第9条並びに第10条の規定に基づき、同規則第4条第3号の農林水産大臣が定める期限等を定める件）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

## 第2 交付金の交付

機構は、法第3条第1項の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚の生産者に対し、この交付要綱に定めるところにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付するものとする。

## 第3 交付金として支払う額

機構が交付金として支払う額は、算出期間（施行規則第6条第2項で定める期間をいう。以下同じ。）ごと及び肉豚の生産者ごとに、第4の5の（2）の規定により算出された標準的生産費と同（1）の規定により算出された標準的販売価格との差額に100分の90を乗じて得た額に、肉豚（種豚以外の豚に限る。）であって、算出期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が第4の4の（2）の規定により確認したものの頭数（この頭数が算出期間に係る負担金の納付を行った頭数を上回るときは、当該頭数）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）から、第4の6の（1）に規定する積立金から支払われる額を控除した額とする。

## 第4 交付金の交付手続

### 1 交付に係る要件審査等

#### （1）業務対象年間

3年間を1期間として交付金の交付を行うものとし、この1期間を業務対象年間という。ただし、最初の業務対象年間は、平成30年12月30日から令和3年3月31日までとする。

#### （2）生産者の要件

この交付金の交付を受けようとする肉豚の生産者は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

ア 肉豚を販売する目的で、肉豚の肥育を業として行っていること。ただし、法人にあつては、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者を除く。）は、これに該当しないものとする。また、会社にあつては、次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しないものとする。

（ア）資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当する会社及び農

業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次の（イ）及び（ウ）において同じ。）の過半数を有している株式会社を除く。）

（イ）その総株主又は総出資者の議決権の2分の1以上が同一の（ア）に掲げる会社の所有に属しているもの

（ウ）その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上が（ア）に掲げる会社の所有に属しているもの

イ 肉豚の肥育状況を確認できる者であること。また、新規参入者（新たに肉豚の肥育経営に参入する者をいう。以下同じ。）については、肉豚の肥育を業として開始したことが確認できる者であること。

ウ 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当しないこと。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

（イ）法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

エ 前業務対象年間において（4）のイからエまでのいずれかの事由により登録の取消しを受けてから3年を経過しない者に該当しないこと。

### （3）生産者の要件審査

ア 交付金の交付を受けようとする者は、業務対象年間の初年度において、別紙様式第1号の肉豚生産者要件審査申請書（以下「要件審査申請書」という。）を当該年度の4月10日までに独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、（2）の生産者の要件を満たしていることについて、その審査を受けなければならない。

イ 理事長は、要件を満たしていると認めたときは、当該申請を行った者を交付金の交付の対象となる肉豚の生産者として登録し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

ウ 新規参入者は、業務対象年間の途中であっても、審査を受けることができるものとする。この場合において、理事長は要件を満たしていると認めたときは、イに準じて登録し、通知するものとする。

エ アによる審査を行う際には、(2)のウの(イ)のその他関係法令は、獣医師法(昭和24年法律第186号)、家畜商法(昭和24年法律第208号)、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)、と畜場法(昭和28年法律第114号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)を含む畜産経営に関連する法令とする。

オ イにより登録を受けた者(以下「登録生産者」という。)は、アの審査を受ける際に提出した要件審査申請書の内容に変更があった場合、別紙様式第2号の肉豚生産者登録内容変更届出書を理事長に届け出るものとする。

カ 登録生産者が、交付金の交付を受けることを中止するために登録の取消しを受けようとする場合には、別紙様式第3号の肉豚生産者登録中止届出書を理事長に届け出るものとする。

#### (4) 登録の取消し

理事長は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合、登録生産者の登録を取り消すことができるものとする。

ア 登録生産者が(3)のカにより登録の取消しを申し出た場合

イ 登録生産者が納付期限までに負担金の納付を行わなかった場合

ウ 登録生産者が(2)に規定する生産者の要件に合致しないことが明らかとなった場合

エ 登録生産者がこの交付要綱の規定に従わなかった場合

#### (5) 権利義務の承継

登録生産者が肉豚の生産を中止する場合(一部を中止する場合を含む。)又は廃業する場合であって、交付金の交付に係る権利義務を他の登録生産者(新規参入者を含む。)に承継しようとするときには、当該登録生産者及び当該他の登録生産者は、別紙様式第4号の交付金の交付に係る権利義務の承継承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

## 2 事業対象頭数

(1) 交付金の交付を受けようとする者(業務対象年間の初年度を除く毎年度にあっては登録生産者)は、毎年度、別紙様式第5号の事業対象頭数等承

認申請書を作成の上、各年度の5月末日までに、負担金の納付の対象頭数となる肉豚の頭数（以下「事業対象頭数」という。）を理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

- (2) 業務対象年間の初年度における事業対象頭数は、当該初年度の肉豚の販売見込頭数であって、その前年度に販売したことが確認できる肉豚の頭数に、平成30年度の全国の肉豚出荷頭数を基準として当該前年度の出荷頭数を勘案の上、理事長が別に定める係数を乗じて得た頭数を上限とする。ただし、当該前年度において登録生産者であった者は、当該前年度における事業対象頭数を上限として選択できるものとする。
- (3) 業務対象年間の初年度を除く毎年度における事業対象頭数は、その前年度における事業対象頭数を上限とする。
- (4) 交付金の交付を受けようとする新規参加者は、年度の途中であっても、(1)に準じて事業対象頭数を申請し、理事長の承認を受けることができるものとする。
- (5) 交付金の交付を受けようとする新規参加者の1の(3)のウにより登録を受ける年度における事業対象頭数は、当該登録を受ける日以後の肉豚の販売見込頭数を上限とする。また、その翌年度における事業対象頭数は、当該翌年度における肉豚の販売見込頭数を上限とする。
- (6) (1) 又は(4)により承認を受けた事業対象頭数は、変更できないものとする。ただし、登録生産者は、次に掲げる災害その他の場合であって、当該承認を受けた年度以後の肉豚の販売見込頭数が減少することが見込まれるときには、別紙様式第6号の事業対象頭数変更承認申請書（以下「頭数変更承認申請書」という。）を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けて事業対象頭数を変更できるものとする。
  - ア 災害又は火災により、登録生産者がその飼養地のある市町村又は地域を管轄する消防機関から当該飼養地において肉豚の飼養に必要な施設の被害を証する書面の交付を受けた場合
  - イ 家畜伝染病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病をいう。以下同じ。）により、登録生産者の飼養地の全部又は一部において肉豚の移動制限等が生じた場合
  - ウ 登録生産者がその飼養地において豚舎を建て替える場合
  - エ アからウまでに掲げる場合のほか、やむを得ない事情があるものとして理事長が認める場合
- (7) (6)のただし書の規定により事業対象頭数を変更した場合には、変更した年度の翌年度以後（当該変更した年度限りにおいて肉豚の販売見込頭数が減少することが見込まれるときにあっては、当該変更した年度の翌年

度)における事業対象頭数について、その変更前の事業対象頭数を上限として選択し、(1)による申請ができるものとする。

- (8) 交付金の交付を受けようとする者(業務対象年間の初年度を除く毎年度にあっては登録生産者)は、毎年度、(1)による事業対象頭数の申請の際に、事業対象頭数についての四半期ごとの頭数(各四半期の合計が事業対象頭数と同数であるものに限る。以下同じ。)を併せて理事長に申請し、その承認を受けるものとする。
- (9) 交付金の交付を受けようとする新規参加者は、年度途中であっても、(8)に準じて四半期ごとの頭数を申請し、理事長の承認を受けることができるものとする。
- (10) (8)又は(9)により承認を受けた四半期ごとの頭数は、変更できないものとする。ただし、登録生産者は、(6)のアからエまでに掲げる災害その他の場合であって、当該四半期ごとの肉豚の販売見込頭数が減少することが見込まれるときには、頭数変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けて四半期ごとの頭数を変更できるものとする。

### 3 負担金の納付等

- (1) 理事長は、毎年度、交付金の交付に要すると見込まれる額の4分の1に相当する額を基準として、肉豚1頭当たりの負担金の単価(以下「負担金単価」という。)を農林水産省畜産局長と協議の上、定めるものとする。
- (2) 理事長は、十分な額の積立金の確保のため必要がある場合、農林水産省畜産局長からの要請がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、農林水産省畜産局長と協議の上、(1)により定めた負担金単価を変更できるものとする。
- (3) 理事長は、(1)により負担金単価を定めた場合には、遅滞なく、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。
- (4) 登録生産者が機構に納付する負担金の額は、四半期ごとに、2の(8)又は(9)により承認を受けた当該四半期の頭数(2の(10)のただし書の規定により変更の承認を受けた場合には、その変更後のもの)に負担金単価を乗じて得た額とする。
- (5) 登録生産者の負担軽減を図るために登録生産者以外の者が負担金の一部又は全部を納付する場合には、その納付額(以下「その他負担金」という。)を(4)により算出される負担金の納付額から控除するものとする。
- (6) 登録生産者は、別表の左欄に掲げる四半期ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限までに、負担金を納付するものとする。
- (7) 理事長は、登録生産者が次のア又はイのいずれかに該当する場合には、負担金の納付期限を別に定めるものとする。

ア 災害又は家畜伝染病により、登録生産者が別表に掲げる納付期限までに負担金を納付することが困難である場合

イ アに掲げる場合のほか、登録生産者が負担金の納付を遅らせることにつき緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして理事長が認める場合

- (8) その他負担金の納付期限は、理事長が別に定めるものとする。
- (9) 機構は、各業務対象年間の終了後、積立金に残額が生じる場合には、当該残額の範囲内で、負担金を納付した登録生産者及び登録生産者以外の者（業務対象年間終了前に1の(4)のイからエまでのいずれかの事由により登録の取消しを受けた者を除く。）に対し、これらの者が納付した負担金の額に応じて按分して得た額を返還するものとする。

#### 4 販売の報告及び確認

- (1) 登録生産者は、肉豚を販売した場合（豚枝肉を全て廃棄した場合又は肉豚の販売価格が0円であった場合を除く。）には、別紙様式第7号の肉豚販売確認申出書に、当該肉豚を販売したことを証する書類を添えて、4月に販売した肉豚にあつては翌々月の20日までに、その他の月に販売した肉豚にあつては各月の翌月の20日までに、それぞれ機構に提出するものとする。ただし、5の(5)により交付金の概算払を受けようとする登録生産者にあつては、各四半期の末月に販売した肉豚について当該末月の翌月の10日までに機構に提出するものとする。
- (2) 機構は、登録生産者から提出された書類に基づき、肉豚の販売の事実を確認するものとする。また、必要に応じて実地調査その他の手段により確認を行うものとする。

#### 5 交付金の交付等

##### (1) 標準的販売価格の算出

理事長は、算出期間ごとに、次のア及びイの価格を合算し、算出期間内における肉豚1頭当たりの標準的販売価格を算出するものとする。なお、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、その消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を用いるものとする。ただし、この標準的販売価格の算出に当たっては、交付金の交付対象となった算出期間を除いて計算するものとする。

##### ア 主産物価格

農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）から豚枝肉の取引価格が公表されている25か所の卸売市場（以下「公表市場」という。）における格付された豚枝肉（品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。以下同じ。）の取引総価額を枝肉取引総重量で除して

得たキログラム当たりの平均枝肉価格に、公表市場における格付された豚枝肉の枝肉取引総重量を取引成立頭数で除して得た1頭当たりの平均枝肉重量を乗じて得た額

イ 副産物価額

毎年度における第1四半期の算出時点で、統計部から公表されている肥育豚生産費（以下「肥育豚生産費」という。）における肥育豚1頭当たりの副産物価額

(2) 標準的生産費の算出

理事長は、算出期間ごとに、次のア及びイの費用を合算し、算出期間内における肉豚1頭当たりの標準的生産費を算出するものとする。なお、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、その消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を用いるものとする。ただし、この標準的生産費の算出に当たっては、交付金の交付対象となった算出期間を除いて計算するものとする。

ア 飼料費、労務費その他の費用

肥育豚生産費における肥育豚1頭当たりの額。ただし、一部の費目については、統計部が公表する農業物価統計の農業物価指数を用いて計算した肥育豚生産費の調査期間からの変動率により調整（その他の経済事情の変動等を勘案して合理的に必要と認められる調整を含む。）した額

イ と畜に係る経費

公表市場（これに併設されていると畜場を含む。）における各市場の1頭当たりのと畜に係る経費（と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、1日分相当の冷蔵庫保管料及び格付料）を各市場における格付された豚枝肉の取引成立頭数で加重平均して得た額

(3) 算出結果の公表

理事長は、(1)の標準的販売価格及び(2)の標準的生産費を算出した場合（(5)により見込みの標準的販売価格及び見込みの標準的生産費（以下「見込みの標準的販売価格等」という。）を算出した場合を含む。）には、これを公表するものとする。また、(1)の標準的販売価格が(2)の標準的生産費を下回った場合（(5)により算出した見込みの標準的販売価格が見込みの標準的生産費を下回った場合を含む。）には、当該標準的販売価格と当該標準的生産費との差額に100分の90を乗じて得た額を肉豚1頭当たりの交付金単価として公表するものとする。

(4) 交付金として支払う額の交付

ア 機構は、(1)の標準的販売価格が(2)の標準的生産費を下回った場合（(5)により見込みの標準的販売価格等を算出し、見込みの標準



的販売価格が見込の標準的生産費を下回った場合を含む。)には、算出期間ごとに、交付金の交付対象となる肉豚について負担金の納付が行われたことを確認の上、登録生産者に対し、第3に定める交付金として支払う額を交付するものとする。

イ 理事長は、アにより交付金として支払う額の交付を行う場合(5)により交付金として支払う額の概算払を行う場合を含む。)には、登録生産者(当該支払額の交付を受ける登録生産者に限る。)に対し、この旨を通知するものとする。

ウ 理事長は、登録生産者が1の(2)の生産者の要件に合致しないことが明らかになった場合には、当該登録生産者に対して、交付金として支払う額((5)による交付金として支払う額の概算払の額を含む。以下このウ並びに8の(1)及び(2)において同じ。)を交付せず、又は既に交付した交付金として支払う額の一部若しくは全部を返還させることができるものとする。

#### (5) 交付金として支払う額の概算払

機構は、機構が収集した公表市場における格付された豚枝肉の取引情報等を勘案して、(1)の標準的販売価格及び(2)の標準的生産費の算出に準じた方法により見込みの標準的販売価格等を算出(見込みの標準的生産費にあつては、算出期間の最終四半期において配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した額から理事長が別に定める額を控除して得た額を用いて算出)し、交付金として支払う額の概算払を行うことができるものとする。

#### 6 積立金からの支払

(1) 機構は、5の(4)のアにより交付金として支払う額が交付される場合(5の(5)により交付金として支払う額の概算払を行う場合を含む。)には、登録生産者(当該支払額の交付を受ける登録生産者に限る。)に対し、交付金の額(5の(5)により交付金として支払う額の概算払を行う場合にあつては、交付金の額の算出に準じた方法により、見込みの標準的販売価格等によって算出された額をいう。)に4分の1を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)を積立金から支払うものとする。

(2) 理事長は、(1)により積立金からの支払を行う場合には、登録生産者(当該支払を受ける登録生産者に限る。)に対し、この旨を通知するものとする。

(3) 理事長は、登録生産者が1の(2)の肉豚の生産者の要件に合致しないことが明らかになった場合、当該登録生産者に対して、(1)による積立

金からの支払を行わず、又は（１）により積立金から支払った額の一部若しくは全部を返還させることができるものとする。

#### 7 交付金として支払う額の精算払等

（１）機構は、５の（５）により交付金として支払う額の概算払を行った場合には、登録生産者（当該概算払を受けた登録生産者に限る。）に対し、第３により算出される交付金として支払う額と当該概算払の額との差額を精算払するものとする。

（２）機構は、（１）により交付金として支払う額の精算払を行う場合には、登録生産者に対し、６の（１）に基づき交付金の額により得られる積立金から支払われる額と５の（５）により交付金として支払う額の概算払を行った際の積立金から支払われる額との差額を精算払するものとする。

#### 8 交付金として支払う額の交付等の繰延べ

（１）機構は、登録生産者に対し交付金として支払う額の一部又は全部を、予算上の制約その他やむを得ない事情により支払うことができない場合には、当該額の一部又は全部を次回以後の交付金として支払う額の支払に合わせて支払うことができるものとする。

（２）機構は、同一の登録生産者に対する交付金として支払う額と積立金から支払われる額（５の（５）により交付金として支払う額の概算払を行った際の積立金から支払われる額を含む。（３）において同じ。）とを合算して得た額が100円に満たない場合には、あらかじめ、登録生産者の同意を得て、当該合算して得た額を次回以後の交付金として支払う額の支払に合わせて支払うことができるものとする。

（３）機構は、登録生産者に対し積立金から支払われる額の一部又は全部を、積立金の残額その他やむを得ない事情により支払うことができない場合には、当該額の一部又は全部を次回以後の積立金から支払われる額の支払に合わせて支払うことができるものとする。

### 第5 事務手続の委託等

1 肉豚の生産者は、第4の1の（3）のアによる要件審査のための手続等について、当該肉豚の生産者以外の者に委託し、その者を通じて行うことができるものとする。

2 理事長は、この交付要綱による交付金の交付等の事務の一部を委託することができるものとする。

### 第6 報告及び調査

理事長は、この交付要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な限度

において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする肉豚の生産者若しくは本交付要綱に係る事務手続の委任を受けた者に対し、肉豚の販売価格その他必要な事項の報告を求め、又は機構の職員にこれらの者の帳簿その他の物件を調査させることができるものとする。

## 第7 帳簿等の整備保管等

- 1 登録生産者は、交付金の交付等に係る経理については、他のものと明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備及び保管するものとし、これらの書類の保存期間は、当該交付金の交付等が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 前項に基づき整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

## 第8 電子情報処理組織による申請等

- 1 交付金の交付を受けようとする肉豚の生産者（本交付要綱に係る事務手続の委任を受けた者を含む。次の2及び3において同じ。）は、第4の1の（3）のアの規定による肉豚生産者要件審査の申請、同オの規定による肉豚生産者登録内容の変更の届出、同カの規定による肉豚生産者登録の中止の届出、第4の1の（5）の規定による交付金の交付に係る権利義務の承継の申請、同2の（1）及び（8）の規定による事業対象頭数等の申請、同（6）及び同（10）の規定による事業対象頭数等の変更の申請並びに第4の4の（1）の規定による肉豚販売確認の申出（以下「要件審査申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により要件審査申請等を行う場合において、本交付要綱に基づき当該要件審査申請書等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げないものとする。
- 2 理事長は、1の規定により要件審査申請等が行われた交付金の交付を受けようとする肉豚の生産者に対する通知等については、交付金の交付を受けようとする肉豚の生産者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができるものとする。
- 3 交付金の交付を受けようとする肉豚の生産者が1の規定により共通申請サービスを使用する方法により要件審査申請等を行う場合は、共通申請サ

サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならないものとする。

## 第9 その他

- 1 肉豚の生産者は、農林水産省及び機構の指導の下、第5の2により理事長が事務の一部を委託した団体との連携を図るとともに、交付金の交付等の適正かつ円滑な実施に協力するものとする。
- 2 交付金の交付を受けるに当たっては、登録生産者は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、毎業務対象年間中に1回以上、チェックシートを作成し、保管すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。
- 3 この交付要綱に定めるもののほか、交付金の交付につき必要な事項については、理事長が別に定めることができるものとする。

## 附 則

- 1 この交付要綱は、平成30年12月30日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日が属する年度の交付金として支払う額については、交付要綱第3の規定にかかわらず、当該施行日以後に販売したことにつき機構が交付要綱第4の4の（2）の規定により確認した肉豚の頭数により算出される額とする。
- 3 施行日が属する業務対象年間に係る要件審査申請書については、交付要綱第4の1の（3）のアの規定中「4月10日」とあるのは、「1月15日」と読み替えるものとする。この場合において、要件審査申請書の様式は、同アの規定にかかわらず、理事長が別に定めるものとする。
- 4 施行日が属する年度の事業対象頭数等承認申請書については、交付要綱第4の2の（1）の規定中「5月末日」とあるのは、「1月15日」と読み替えるものとする。この場合において、事業対象頭数等承認申請書の様式は、同（1）の規定にかかわらず、理事長が別に定めるものとする。
- 5 施行日が属する年度においては、交付要綱第4の2の（2）のただし書の規定中「当該前年度において登録生産者であった者は、当該前年度における事業対象頭数」とあるのは、「養豚経営安定対策事業実施要綱（平成30年3月26日付け29農畜機第6847号。以下この（2）において「実施要綱」という。）に基づく平成30年度養豚経営安定対策事業への参加について実施要綱第4の1の（1）により承認を受けた者（実施要綱第4の2の（8）により事業参加の取消しを受けた者を除く。）であって、養豚経営安定対策事業実施要

綱（平成27年4月1日付け26農畜機第5861号。以下この（2）において「旧実施要綱」という。）に基づく平成29年度養豚経営安定対策事業への参加について旧実施要綱第4の1の（1）により承認を受けたものは、旧実施要綱第4の1の（1）又は（2）により承認を受けた平成29年度における事業対象頭数（旧実施要綱第4の2の（2）のエのただし書の規定により変更した場合は変更前の事業対象頭数）」と読み替えるものとする。

- 6 施行日が属する年度においては、5の規定による読み替え後の交付要綱第4の2の（2）の規定に基づき同（1）により当該年度の事業対象頭数の承認を受ける際に、当該年度の施行日以後の事業対象頭数（以下「施行日以後の事業対象頭数」という。）について、同（1）に準じて理事長の承認を受けるものとする。
- 7 6の規定に基づき承認を受ける施行日以後の事業対象頭数については、5の規定による読み替え後の交付要綱第4の2の（2）の規定に基づき同（1）により承認を受けた施行日が属する年度の事業対象頭数に、直近3年間における年間の全国肉豚出荷頭数に対する12月30日以後の全国肉豚出荷頭数の割合を平均した値として理事長が別に定める係数を乗じて得た頭数とする。
- 8 養豚経営安定対策事業実施要綱（平成30年3月26日付け29農畜機第6847号。以下「実施要綱」という。）に基づく平成30年度養豚経営安定対策事業への参加について実施要綱第4の1の（1）により承認を受けた者（実施要綱第4の2の（8）により事業参加の取消しを受けた者を除く。）であって、施行日が属する年度の事業対象頭数を実施要綱第4の1の（1）により承認を受けた事業参加申込書にある平成30年度の事業対象頭数と同数としたものの6の規定により承認を受ける施行日以後の事業対象頭数については、7の規定にかかわらず、当該施行日が属する年度の事業対象頭数から実施要綱第4の2の（4）のイの（ア）に基づき納付する生産者負担金に係る肉豚の頭数を控除した頭数とする。
- 9 実施要綱第4の2の（2）のエのただし書の規定に基づき平成30年度の事業対象頭数を変更した者が5の規定による読み替え後の交付要綱第4の2の（2）の規定に基づき同（1）により承認を受けた施行日が属する年度の事業対象頭数を変更しようとする場合にあつては、同（6）のただし書の規定による理事長の承認を受けるものとする。
- 10 9の規定により施行日が属する年度の事業対象頭数の変更の承認を受ける者の施行日以後の事業対象頭数については、7又は8の規定に準じて算出される頭数に変更するものとし、交付要綱第4の2の（6）のただし書の規定に準じて理事長の承認を受けるものとする。
- 11 交付要綱第4の2の（8）の規定により承認を受ける施行日が属する年度に

における四半期ごとの頭数（第3四半期及び第4四半期に係る頭数に限る。）については、その合計頭数は6の規定により承認を受ける施行日以後の事業対象頭数と同数とする。

- 12 10の規定により施行日以後の事業対象頭数の変更の承認を受ける者の施行日が属する年度における四半期ごとの頭数（第3四半期及び第4四半期に係る頭数に限る。）については、その合計頭数が10の規定により変更の承認を受ける施行日以後の事業対象頭数と同数となるよう変更するものとし、交付要綱第4の2の(10)のただし書の規定による理事長の承認を受けるものとする。
- 13 施行日が属する年度の負担金の納付期限については、交付要綱第4の3の(6)の規定にかかわらず、施行日から起算して四月を経過する日とする。
- 14 施行日が属する年度の肉豚販売確認申出書については、交付要綱第4の4の(1)の規定にかかわらず、12月に販売した肉豚（施行日以後に販売したものに限り。）にあつては翌々月20日までに機構に提出するものとする。
- 15 施行日が属する年度の交付金として支払う額の概算払については、交付要綱第4の5の(5)の規定にかかわらず、第3四半期及び第4四半期に販売した肉豚（施行日以後に販売したものに限り。）にあつては概算払を行わないものとする。積立金から支払われる額の概算払についても同様とする。
- 16 豚熱の患畜若しくは疑似患畜が確認された登録生産者又は豚熱の発生に伴い家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動が制限された登録生産者（以下「豚熱の発生生産者等」という。）についての施行日が属する年度の第4四半期（17及び18において「対象四半期」という。）に係る負担金の納付期限については、13の規定中「施行日から起算して四月を経過する日」とあるのは、「施行日が属する年度の第4四半期を含む算出期間に係る積立金から支払われる額が積立金から支払われるまで」とする。
- 17 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の(1)の標準的販売価格が同(2)の標準的生産費を下回った場合には、交付要綱第4の3の(4)の規定にかかわらず、同2の(8)又は(9)の規定により承認を受けた当該四半期の頭数（同(10)のただし書の規定により変更の承認を受けた場合には、その変更後のもの）と当該算出期間の交付金の交付対象となる肉豚の頭数のいずれか少ない頭数に交付要綱第4の5の(3)の規定により公表した当該算出期間の交付金単価を乗じて得た額に4分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を豚熱の発生生産者等が納付する対象四半期に係る負担金の額とするとともに、相殺により当該負担金の納付と当該算出期間に係る積立金から支払われる額のうち当該負担金相当額の支払が同時に行われたものとする。

- 18 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の(1)の標準的販売価格が同(2)の標準的生産費を下回らなかった場合には、豚熱の発生生産者等が納付する対象四半期に係る負担金の額は零とする。
- 19 17又は18の場合には、交付要綱第4の3の(2)に規定する協議は要しないものとする。
- 20 豚熱の発生生産者等についての令和元年度第1四半期(21及び22において「対象四半期」という。)に係る負担金の納付期限については、交付要綱第4の3の(6)の規定中「別表の左欄に掲げる四半期ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限までに」とあるのは、「令和元年度第1四半期を含む算出期間に係る積立金から支払われる額が積立金から支払われるまでに」とする。
- 21 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の(1)の標準的販売価格が同(2)の標準的生産費を下回った場合には、交付要綱第4の3の(4)の規定にかかわらず、同2の(8)又は(9)の規定により承認を受けた当該四半期の頭数(同(10)のただし書の規定により変更の承認を受けた場合には、その変更後のもの)と当該算出期間の交付金の交付対象となる肉豚の頭数のいずれか少ない頭数に交付要綱第4の5の(3)の規定により公表した当該算出期間の交付金単価を乗じて得た額に4分の1を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)を豚熱の発生生産者等が納付する対象四半期に係る負担金の額とするとともに、相殺により当該負担金の納付と当該算出期間に係る積立金から支払われる額のうち当該負担金相当額の支払が同時に行われたものとする。
- 22 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の(1)の標準的販売価格が同(2)の標準的生産費を下回らなかった場合には、豚熱の発生生産者等が納付する対象四半期に係る負担金の額は零とする。
- 23 21又は22の場合には、交付要綱第4の3の(2)に規定する協議は要しないものとする。
- 24 豚熱の発生生産者等が納付する令和元年度第2四半期に係る負担金については、20から23までの規定を準用する。
- 25 市町村から、令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨をいい、台風第10号、第13号、第15号及び第17号を含む。)による畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた肉豚生産者(以下「被害肉豚生産者」という。)についての令和元年度第2四半期(26及び27において「対象四半期」という。)に係る負担金の納付期限については、交付要綱第4の3の(6)の規定中「別表の左欄に掲げる四半期ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限までに」とあるのは、「令和元年度第2四半期を含む算出期間に

係る積立金から支払われる額が積立金から支払われるまでに」とする。

- 26 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の(1)の標準的販売価格が同(2)の標準的生産費を下回った場合には、交付要綱第4の3の(4)の規定にかかわらず、同2の(8)又は(9)の規定により承認を受けた当該四半期の頭数(同(10)のただし書の規定により変更の承認を受けた場合には、その変更後のもの)と当該算出期間の交付金の交付対象となる肉豚の頭数のいずれか少ない頭数に交付要綱第4の5の(3)の規定により公表した当該算出期間の交付金単価を乗じて得た額に4分の1を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)を被害肉豚生産者が納付する対象四半期に係る負担金の額とするとともに、相殺により当該負担金の納付と当該算出期間に係る積立金から支払われる額のうち当該負担金相当額の支払が同時に行われたものとする。
- 27 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の(1)の標準的販売価格が同(2)の標準的生産費を下回らなかった場合には、被害肉豚生産者が納付する対象四半期に係る負担金の額は零とする。
- 28 26又は27の場合には、交付要綱第4の3の(2)に規定する協議は要しないものとする。
- 29 豚熱の発生生産者等が納付する令和元年度第3四半期に係る負担金については、20から23までの規定を準用する。
- 30 市町村から、令和元年台風第19号、第20号及び第21号による畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた肉豚生産者についての令和元年度第3四半期に係る負担金については、25から28までの規定を準用する。
- 31 豚熱の発生生産者等が納付する令和元年度第4四半期に係る負担金については、20から23までの規定を準用する。
- 32 令和2年度第1四半期に豚熱の患畜若しくは疑似患畜が確認された登録生産者又は豚熱の発生に伴い家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動が制限された登録生産者(以下「令和2年度第1四半期豚熱の発生生産者等」という。)についての令和2年度第1四半期(33及び34において「対象四半期」という。)に係る負担金の納付期限については、交付要綱第4の3の(6)の規定中「別表の左欄に掲げる四半期ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限までに」とあるのは、「令和2年度第1四半期を含む算出期間に係る積立金から支払われる額が積立金から支払われるまでに」とする。
- 33 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の(1)の標準的販売価格が同(2)の標準的生産費を下回った場合には、交付要綱第4の3の(4)の規定にかかわらず、同2の(8)又は(9)の規定により承認を受けた当該四半



期の頭数（同（10）のただし書の規定により変更の承認を受けた場合には、その変更後のもの）と当該算出期間の交付金の交付対象となる肉豚の頭数のいずれか少ない頭数に交付要綱第4の5の（3）の規定により公表した当該算出期間の交付金単価を乗じて得た額に4分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を令和2年度第1四半期豚熱の発生生産者等が納付する対象四半期に係る負担金の額とするとともに、相殺により当該負担金の納付と当該算出期間に係る積立金から支払われる額のうち当該負担金相当額の支払が同時に行われたものとする。

- 34 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の（1）の標準的販売価格が同（2）の標準的生産費を下回らなかった場合には、令和2年度第1四半期豚熱の発生生産者等が納付する対象四半期に係る負担金の額は零とする。
- 35 33又は34の場合には、交付要綱第4の3の（2）に規定する協議は要しないものとする。
- 36 新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言及び地方自治体からの要請に基づく対応等により、第4の4の（1）に規定する提出期限までの提出が困難な場合、この規定にかかわらず、理事長は提出期限を別に定めるものとする。その際、登録生産者は提出書類にその旨を添えて届け出るものとする。
- 37 市町村から、令和2年7月豪雨による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた肉豚生産者についての令和2年度第1四半期に係る負担金については、25から28までの規定を準用する。
- 38 令和2年度第2四半期に豚熱の患畜若しくは疑似患畜が確認された登録生産者又は豚熱の発生に伴い家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動が制限された登録生産者についての令和2年度第2四半期に係る負担金については、32から35までの規定を準用する。
- 39 令和2年度第3四半期に豚熱の患畜若しくは疑似患畜が確認された登録生産者又は豚熱の発生に伴い家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動が制限された登録生産者についての令和2年度第3四半期に係る負担金については、32から35までの規定を準用する。
- 40 市町村から、令和2年から3年までの冬期の大雪（令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間に発生した雪害をいう。）による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた肉豚生産者についての令和2年度第4四半期に係る負担金については、25から28までの規定を準用する。
- 41 令和2年度第4四半期に豚熱の患畜若しくは疑似患畜が確認された登録生産者又は豚熱の発生に伴い家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移

動が制限された登録生産者についての令和2年度第4四半期に係る負担金については、32から35までの規定を準用する。

- 42 令和3年度以降に豚熱の患畜若しくは疑似患畜が確認された登録生産者又は豚熱の発生に伴い家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動が制限された登録生産者が生産する肉豚（交付要綱第4の2の（8）又は（9）の規定により承認を受けた事業対象頭数についての四半期ごとの頭数のうち、豚熱の患畜若しくは疑似患畜が確認された日又は家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動が制限された日が属する四半期（43及び44において「対象四半期」という。）の頭数に係る肉豚（43から44までにおいて「対象肉豚」という。))に係る負担金の納付期限については、交付要綱第4の3の（6）の規定中「別表の左欄に掲げる四半期ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限までに」とあるのは、「豚熱の患畜若しくは疑似患畜が確認された日又は家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動が制限された日が属する四半期を含む算出期間に係る積立金から支払われる額が積立金から支払われるまでに」とする。
- 43 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の（1）の標準的販売価格が同（2）の標準的生産費を下回った場合には、法第3条第2項の規定に基づき算出された交付金の額に4分の1を乗じた金額のうち、対象肉豚頭数に対応する額（当該算出期間の交付金の交付対象となる肉豚の頭数（以下「交付対象頭数」という。）が対象肉豚頭数を下回る場合には、交付対象頭数に対応する額）を対象肉豚に係る負担金の額とするとともに、相殺により当該負担金の納付と積立金からの支払が同時に行われたものとする。
- 43の2 43の場合には、交付要綱第4の3の（9）に規定する負担金の額から対象肉豚に係る負担金の額を控除するものとする。
- 44 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の（1）の標準的販売価格が同（2）の標準的生産費を下回らなかった場合には、対象肉豚に係る負担金の額は零とする。
- 45 43又は44の場合には、交付要綱第4の3の（2）に規定する協議は要しないものとする。
- 46 市町村から、令和6年能登半島地震による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた登録生産者が交付要綱第4の2の（8）又は（9）の規定により承認を受けた事業対象頭数（同（10）のただし書の規定により変更の承認を受けた場合には、その変更後のもの）についての四半期ごとの頭数のうち、令和5年度第4四半期（47及び49において「対象四半期」という。）の頭数に係る肉豚（47から49までにおいて「対象肉豚」という。）に係る負担金の納付期限については、交付要綱第4の3の（6）

の規定中「別表の左欄に掲げる四半期ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限までに」とあるのは、「令和5年度第4四半期を含む算出期間に係る積立金から支払われる額が積立金から支払われるまでに」とする。

- 47 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の(1)の標準的販売価格が同(2)の標準的生産費を下回った場合には、法第3条第2項の規定に基づき算出された交付金のうち、対象肉豚の頭数(当該算出期間の交付金の交付対象となる肉豚の頭数(以下この47において「交付対象頭数」という。)が対象肉豚頭数を下回る場合には、交付対象頭数)に対応する額に4分の1を乗じた金額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)を対象肉豚に係る負担金の額とするとともに、相殺により当該負担金の納付と当該算出期間に係る積立金から支払われる額のうち当該負担金に相当するものの支払が同時に行われたものとする。
- 48 47の場合には、交付要綱第4の3の(9)に規定する負担金の額から対象肉豚に係る負担金の額を控除するものとする。
- 49 対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の(1)の標準的販売価格が同(2)の標準的生産費を下回らなかった場合には、対象肉豚に係る負担金の額は零とする。
- 50 47又は49の場合には、交付要綱第4の3の(2)に規定する協議は要しないものとする。

附 則(平成31年3月28日付け30農畜機第7805号)  
この要綱の改正は、平成31年3月28日から施行する。

附 則(令和元年5月31日付け元農畜機第1402号)  
この要綱の改正は、令和元年5月31日から施行する。

附 則(令和元年7月26日付け元農畜機第2680号)  
この要綱の改正は、令和元年7月26日から施行する。

附 則(令和元年10月3日付け元農畜機第4041号)  
この要綱の改正は、令和元年10月3日から施行し、9月30日から適用する。

附 則(令和元年10月30日付け元農畜機第4570号)  
この要綱の改正は、令和元年10月30日から施行する。

附 則(令和元年12月18日付け元農畜機第5473号)

この要綱の改正は、令和元年12月18日から施行する。

附 則（令和元年12月20日付け元農畜機第5627号）

この要綱の改正は、令和元年12月20日から施行する。

附 則（令和2年1月31日付け元農畜機第6453号）

この要綱の改正は、令和2年1月31日から施行する。

附 則（令和2年6月1日付け2農畜機第1227号）

この要綱の改正は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和2年8月4日付け2農畜機第2616号）

この要綱の改正は、令和2年8月4日から施行し、7月31日から適用する。

附 則（令和2年9月30日付け2農畜機第3613号）

この要綱の改正は、令和2年9月30日から施行する。

附 則（令和3年1月6日付け2農畜機第5388号）

この要綱の改正は、令和3年1月6日から施行し、令和2年12月31日から適用する。

附 則（令和3年2月16日付け2農畜機第6161号）

この要綱の改正は、令和3年2月16日から施行する。

附 則（令和3年3月31日付け2農畜機第7433号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年7月1日付け3農畜機第2033号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正

後の相当規定により農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）がした処分等とみなし、改正前の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正後の相当規定により畜産局長に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和3年9月27日付け3農畜機第3327号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年9月27日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の交付要綱第4の5の（5）の規定は、令和3年4月以降の期間に係る見込みの標準的販売価格等の算出について適用し、令和3年4月から6月までの期間のみに係る見込みの標準的販売価格等の算出については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日付け4農畜機第7178号）

この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月2日付け5農畜機第7050号）

この要綱の改正は、令和6年2月2日から施行する。

附 則（令和6年2月15日付け5農畜機第7274号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要綱の改正に伴う必要な手続その他の行為は、施行する日（次項において「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 2 施行日前の第4の1の（3）のアの規定により提出された令和6年4月1日から始まる業務対象年間に係る別紙様式第1号の要件審査申請書は、施行日において、この要綱による改正後の第4の1の（3）のアの規定により提出された要件審査申請書とみなす。

別表

四半期	納付期限
第1四半期（4月から6月までの期間をいう。）	7月末日
第2四半期（7月から9月までの期間をいう。）	9月末日
第3四半期（10月から12月までの期間をいう。）	12月末日
第4四半期（翌年1月から3月までの期間をいう。）	3月末日

# 肉豚生産者要件審査申請書

申請年月日 令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する交付金の交付の対象となる肉豚の生産者として登録を受けたいので、肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号)の規定に基づき、下記1及び2のとおり要件審査を申請します。また、生産者として登録された場合に必要となる事項について、下記4～9のとおり併せて報告します。

## 記

### 1 要件審査申請者

肉豚の生産者	フリガナ				登録生産者ID	
	申請者の氏名又は名称					
	代表者の役職名 <small>※組織・法人による申請の場合に記入</small>	フリガナ	代表者の氏名 <small>※組織・法人による申請の場合に記入</small>			
	所在地	(〒 - )	都道府県	市区町村	経営形態	<input type="checkbox"/> 肥育経営 <input type="checkbox"/> 一貫経営

### 2 要件等の確認

要件項目	
肉豚を販売する目的で、肉豚の肥育を業として行っていること。また、初めて要件審査を申請する肉豚生産者にあつては、前年度の肉豚の販売を証する書類又は肉豚の肥育を業として開始したことがわかる書類を提出すること。 <b>※別添「飼養農場リスト」を提出すること。</b>	左記の要件項目全てに該当し、制度参加に係る要件を満たす場合は、以下のチェック欄に☑をご記入ください。  <input type="checkbox"/>
①会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円を超えない、又は、常時使用する従業員の数が300人を超えないこと。 ②農業協同組合及び農業協同組合連合会にあつては、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の51に規定する農業経営規程を定めていること。また、初めて要件審査を申請する農業協同組合及び農業協同組合連合会にあつては、農業経営規程を提出すること。 ③独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会(農業経営規程を定めている者を除く。)に該当しないこと。	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しないこと。	
法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に該当しないこと。	
前業務対象年間において登録の取消しを受けてから3年を経過しない者(登録の取消しを申し出て、取消しを受けた者を除く。)に該当しないこと。	
「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づいた持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めること。	
本申請書の「3登録に当たっての確認事項等」の「⑦交付金の交付等に係る個人情報の取扱い」を確認の上、同意すること。	

注：獣医師法(昭和24年法律第186号)、家畜商法(昭和24年法律第208号)、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)、と畜場法(昭和28年法律第114号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)を含む畜産経営に関連する法令

### 3 登録に当たっての確認事項等

- 登録生産者は、肉豚経営安定交付金交付要綱の規定に基づき交付金の交付等の円滑な実施に努めるものとし、この交付要綱の規定に従わなかった場合(虚偽の申請をした場合を含む。)には、登録を取り消されることがあること。また、この交付要綱に定める生産者の要件に合致しないことが明らかになった場合には、登録の取消しを受けるとともに交付金の交付がされないこと又は既に交付した交付金の一部若しくは全部を返還すること。
- 負担金納付後、期日までに販売の報告をしなかった場合には、交付金(積立金から支払われる額を含む。以下同じ。)の交付がされないこと、また、登録の取消しとなった場合(登録生産者からの申出による場合を除く。)には、納付後の負担金は返還されないこと。
- 登録生産者又はその法人の役員等(代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団員等でないこと。また、暴力団員等であることが明らかになった場合には、速やかに独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に報告すること。この場合には、登録の取消しを受けるとともに交付金の交付がされないこと又は既に交付した交付金の一部若しくは全部を機構に返還すること。
- 登録生産者又は法人の事業活動を支配する者が、法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に該当しないこと。また、これに該当することが明らかになった場合には、速やかに機構に報告すること。この場合には、登録の取消しを受けるとともに交付金の交付がされないこと又は既に交付した交付金の一部若しくは全部を返還すること。
- 要件審査申請書に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに機構に報告すること。
- 生産者の要件を満たしていることの確認に必要な書類(登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、株主構成に関する書類、農業経営規程など)は、機構が求めた場合はこれに応じ、遅延なく提出すること。
- 以下に記載された交付金の交付等に係る個人情報の取扱いに同意すること。

機構は、法第3条第1項の規定により行う交付金の交付のために、登録生産者から提出された肉豚生産者要件審査申請書等に記載された個人情報について関係法令に基づき適正に管理し、交付に係る交付事務及び経営安定に関する業務のために利用します。

また、機構は、関係法令に基づく提供のほか当該交付金の交付のため、肉豚生産者要件審査申請書等に記載された内容を登録生産者の関係する次の関係機関(注)に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

注：農林水産省、都道府県、市町村、機構の業務委託先、事務手続委託先(委託を行っている場合)、その他負担金を納付する者

⇒ 裏面へ続く

#### 4 負担金の納付方法

<b>負担金の納付方法</b> <small>(前業務対象年間では、〇〇〇〇を選択しています。)</small>	<input type="checkbox"/> 自動引落	<input type="checkbox"/> 代行納付 <small>(※注を確認)</small>	<input type="checkbox"/> 振込
---	-------------------------------	---	-----------------------------

注:「代行納付」とは、事務手続委託先が申請者に代わって機構に負担金を納付する方法です。

#### 5 交付金の交付方法

<b>交付金の交付方法</b> <small>(前業務対象年間では、〇〇〇〇を選択しています。)</small>	<input type="checkbox"/> 一括払での交付	<input type="checkbox"/> 概算払での交付 <small>(※注1、2を確認)</small>
<b>交付額が100円未満の場合の交付方法</b> <small>(前業務対象年間では、〇〇〇〇を選択しています。)</small>	<input type="checkbox"/> 繰延べを希望しません	<input type="checkbox"/> 繰延べを希望します <small>(※注3を確認)</small>

注1: 概算払での交付は、一括払での交付に比べ交付を早期化するもので、肉豚販売確認申出書の早期提出を条件に見込みの交付額で交付し、交付額が確定した後、見込みとの差額が支払われます。

注2: 概算払での交付を選択した者であっても、肉豚販売確認申出書の早期提出がなかった場合には、概算払での交付を行えないことになります。

注3: 交付額が100円未満の場合の交付方法について繰延べを希望する者には、次回以後の交付に合わせて交付します。

#### (振込口座情報)

金融機関名			預金種別	普通・当座・その他( )
店番号	支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				

#### 6 連絡先

電話		FAX	
eメールアドレス	@	携帯電話	

#### 7 郵便物送付先(1の所在地とは異なる場所に機構からの郵便物の受取を希望する者のみ記入)

住所 <small>(所在地と異なる場合)</small>	〒	都道府県	市区町村	
----------------------------------	---	------	------	--

#### 8 法人の概要(会社(合同・合名・合資会社、株式会社、特例有限会社(有限会社))のみ記入)

資本金の額又は出資の総額(千円)	(千円)	常時使用する従業員 <sup>注1</sup> の数(人)	(人)
株主の名称等(株主のうち法人格を有する者について記入)			
①株主の名称	②保有株式数(構成割合)	③資本の額(千円)	④常時使用する従業員 <sup>注1</sup> の数(人) <small>(③資本の額が3億円を超える場合のみ記入)</small>
	( %)	(千円)	(人)
	( %)	(千円)	(人)
	( %)	(千円)	(人)
	( %)	(千円)	(人)

注1: 雇用契約の有無に基づく従業員を指し、正職員、嘱託、パート、アルバイトが該当します。事業主、役員は解雇予告を必要としないため、該当しません。

注2: 初めて要件審査を申請する場合には、申請する法人の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本の写し)、株主名簿等、株主の名称等を証する書類を添付してください。

注3: 株主の名称等に全ての株主が記入できない場合、別紙に記入し添付してください。

#### 9 事務手続委託先(要件審査のための手続等について、要件審査申請者以外の者に委託する者のみ記入)

事務手続委託先	フリガナ			委託先ID
	委託先の氏名 又は 法人名			
	電話番号	eメールアドレス		



(別添)

登録生産者ID	
---------	--

## 飼養農場リスト

令和 年 月 日

	飼養農場名	預託農場	農場住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

注1: 飼養農場とは、登録生産者が交付対象とする肉豚が飼養されている農場全てを指し、預託(他者に肉豚の飼養管理を委託すること)を受け、登録生産者所有の肉豚を飼養する農場である預託農場も含む。

注2: 預託農場の場合は、預託農場欄に○印を記入すること。

## 肉豚生産者登録内容変更届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

(登録生産者ID)

今般、交付金の交付対象となる肉豚の生産者として登録を受けるために提出した肉豚生産者要件審査申請書の内容について、下記のとおり変更があったので、肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機5241号)第4の1の(3)のオの規定に基づき、この旨を届け出ます。

### 記

1 変更の内容

肉豚生産者要件審査申請書(別紙様式第1号)のとおり

2 変更の理由

3 変更年月日

令和 年 月 日

## 肉豚生産者登録中止届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

(登録生産者ID)

今般、下記の理由により、交付金の交付を受けることを中止するために登録生産者としての登録の取消しを受けたく、肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機5241号)第4の1の(3)の力の規定に基づき、この旨を届け出ます。

### 記

中止を申し出た理由

( )

【肉豚の生産を中止(一部中止)する、又は廃業する登録生産者用】

## 交付金の交付に係る権利義務の承継承認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

\_\_\_\_\_  
(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

\_\_\_\_\_  
(登録生産者ID)

今般、下記1の理由により、肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号)第4の1の(5)の規定に基づき、交付金の交付に係る権利義務の一切(交付金として支払う額の交付及び積立金からの支払、業務対象年間終了後に積立金に残額が生じた場合の返還、負担金の納付、生産者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既に交付した交付金として支払う額及び積立金から支払われる額の返還等)を下記2の者に承継したので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が同交付要綱に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務(負担金の納付、生産者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既に交付した交付金として支払う額及び積立金から支払われる額の返還等)について、権利義務の承継の前後を問わず、同者と連携して、その履行の責任を負うことを確約します。

### 記

1 肉豚の生産の中止(一部中止)又は廃業の理由(できるだけ詳しく)

2 権利義務の承継される者(承継先)

住 所

氏 名

登録生産者ID

3 権利義務を承継する事業対象頭数及び四半期ごとの頭数

事業対象頭数	=	第1四半期	+	第2四半期	+	第3四半期	+	第4四半期

4 権利義務の承継年月日

令和 年 月 日

5 添付書類(肉豚の生産の一部中止に係る承継の場合のみ必要)

権利義務の承継をした後の事業対象頭数等を記入した、「事業対象頭数等承認申請書(令和 年度)(別紙様式第5号)」を添付すること。

【承継を受けようとする登録生産者用】

# 交付金の交付に係る権利義務の承継承認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

(登録生産者ID)※新規参入者は記載不要

今般、肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号)第4の1の(5)の規定に基づき、下記1の者から同者の交付金の交付に係る権利義務の一切(交付金として支払う額の交付及び積立金からの支払、業務対象年間終了後に積立金に残額が生じた場合の返還、負担金の納付、生産者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既に交付した交付金として支払う額及び積立金から支払われる額の返還等)の承継を受けたいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が同交付要綱に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務(負担金の納付、生産者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既に交付した交付金として支払う額及び積立金から支払われる額の返還等)について、権利義務の承継の前後を問わず、同者と連携して、その履行の責任を負うことを確約します。

## 記

1 権利義務の承継する者(承継元)

住 所

氏 名

登録生産者ID

2 権利義務を承継する事業対象頭数及び四半期ごとの頭数

事業対象頭数	=	第1四半期	+	第2四半期	+	第3四半期	+	第4四半期

3 権利義務の承継年月日

令和 年 月 日

4 添付書類

※1: 権利義務の承継をした後の事業対象頭数等を記入した、「事業対象頭数等承認申請書(令和 年度)(別紙様式第5号)」を添付すること。

※2: 新規参入者の場合は「肉豚生産者要件審査申請書(別紙様式第1号)」を添付すること。

※3: 1の者から経営を移譲したことが確認できる書類(事業譲渡契約書、履歴事項全部証明書、預託契約書等)を添付すること。

【本人死亡により承継を受けようとする者用】

## 交付金の交付に係る権利義務の承継承認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

(登録生産者ID)※新規参入者は記載不要

今般、肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号)第4の1の(5)の規定に基づき、死亡した下記1の者の交付金の交付に係る権利義務の一切(交付金として支払う額の交付及び積立金からの支払、業務対象年間終了後に積立金に残額が生じた場合の返還、負担金の納付、生産者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既に交付した交付金として支払う額及び積立金から支払われる額の返還等)の承継を受けたいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が同交付要綱に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務(負担金の納付、生産者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既に交付した交付金として支払う額及び積立金から支払われる額の返還等)について、権利義務の承継の前後を問わず、その履行の責任を負うことを確約します。さらに、この承継については、承継元の全相続人が同意していることを申し添えます。

なお、万が一、相続人の中に承継元の権利義務を申請者がすべて承継したことを同意せず、相続人として承継元の権利を行使する者がある場合には、申請者が機構に代わってその一切の履行を行い、申請者は貴機構に対し、求償、損害賠償等の一切の請求は行わないことを確約します。

### 記

1 死亡した者(承継元)

住 所

氏 名

登録生産者ID

2 承継元と申請者の関係

3 権利義務を承継する事業対象頭数及び四半期ごとの頭数

事業対象頭数	=	第1四半期	+	第2四半期	+	第3四半期	+	第4四半期

4 権利義務の承継年月日

令和 年 月 日

5 添付書類

※1: 新規参入者の場合は「肉豚生産者要件審査申請書(別紙様式第1号)」を添付すること。

※2: 死亡したこと及び申請者が相続関係にあることが確認できる書類(住民票除票等の写し)を添付すること。

【個人事業主から法人化又は法人から個人事業主に変更する者用】

## 交付金の交付に係る権利義務の承継承認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

・申請者①(承継元)  
(住所)

\_\_\_\_\_  
(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

\_\_\_\_\_  
(登録生産者ID)

・申請者②(承継先)  
(住所)

\_\_\_\_\_  
(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

今般、肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号)第4の1の(5)の規定に基づき、下記1の理由により、申請者①から同者の交付金の交付に係る権利義務の一切(交付金として支払う額の交付及び積立金からの支払、業務対象年間終了後に積立金に残額が生じた場合の返還、負担金の納付、生産者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既に交付した交付金として支払われる額及び積立金から支払われる額の返還等)を申請者②に承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請者①が同交付要綱に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務(負担金の納付、生産者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既に交付した交付金として支払う額及び積立金から支払われる額の返還等)について、権利義務の承継の前後を問わず、申請者両名は連帯して、その履行の責任を負うことを確約します。

### 記

1 承継の理由(例:経営の規模拡大に合わせて法人化する)

2 権利義務を承継する事業対象頭数及び四半期ごとの頭数

事業対象頭数	=	第1四半期	+	第2四半期	+	第3四半期	+	第4四半期

3 権利義務の承継年月日

令和 年 月 日

4 添付書類

※1: 「肉豚生産者要件審査申請書(別紙様式第1号)」を添付すること。

※2: 履歴事項全部証明書(閉鎖事項全部証明書)の写し(加えて、承継先が会社である場合(法人化による会社への承継を含む。))は、株主に関する記載内容に係る書類(定款や株主名簿等)を添付すること。





## 事業対象頭数変更承認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

(登録生産者ID)

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で承認された事業対象頭数について、肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号)第4の2の(6)のただし書の規定に基づき、下記の理由により変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同交付要綱第4の2の(10)のただし書の規定に基づき、その四半期ごとの頭数についても変更したいので承認されたく、あわせて申請します。

### 記

#### 1 変更の理由

- (例1) 令和〇年〇月〇日に発生した農場の火災により、〇年〇月の販売見込頭数に含まれる肉豚(肥育豚〇カ月齢〇〇頭、子豚〇カ月齢〇〇頭、繁殖母豚(出産予定〇月)〇〇頭等)が焼失したため。
- (例2) 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間、肥育豚舎を建て替えることから、肉豚(肥育豚)の出荷が減少するため。

#### 2 変更後の事業対象頭数

「事業対象頭数等承認申請書(令和 年度)(別紙様式第5号)」のとおり。

#### 3 添付書類

- 天災、火災、家畜伝染病予防法第2条第1項に定められた家畜伝染病の発生その他やむを得ない事情により事業対象頭数を変更する場合は、り災証明書、死亡豚診断書等の第三者が発行する被害状況を証明する資料等
- 豚舎の建て替えにより事業対象頭数を変更する場合は、豚舎の建て替えを証する書類(建て替え前と後の施設の配置図や平面図、写真等)、豚舎建て替えの日程(スケジュール)が明記されている資料等
- 販売頭数減少の見込み、算出の基礎となる資料等

肉豚販売確認申出書 (令和 年 月分)

独立行政法人農畜産業振興機構 御中

当該月に肉豚を販売したので、肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号)第4の4の(1)の規定に基づき、販売したことを証する書類を添えて次のとおり報告します。

当該月が属する算出期間において、同交付要綱第4の5の(1)に規定する標準的販売価格が同(2)に規定する標準的生産費を下回ったときには、同交付要綱第3に定める交付金として支払う額を交付されたく、あわせて申し出ます。

(単位:頭)

飼養農場都道府県	肉豚販売頭数
合計	

注1: 交付金(積立金から支払われる額を含む。)の交付の対象となる肉豚は種豚以外の豚をいい、当該交付金の交付を受けようとする者に損益が帰属するものに限り、農場の所在する都道府県ごとの肉豚販売頭数を記入してください。また、当該月に実際に販売したすべての頭数を記入してください。なお、肉豚販売頭数の追加報告は受け付けません。

注2: 販売したことを証する書類として、販売日及び販売頭数等が確認できる販売証明書、格付明細書、と畜証明書等を添付してください。

注3: 当該月が属する算出期間(四半期又は通期)の交付金の交付がある場合において、同期間における肉豚販売頭数の合計頭数が、あらかじめ承認を受けた同期間に係る「四半期ごとの頭数」の合計頭数以下のときには、同期間における肉豚販売頭数の合計頭数が交付対象頭数となります。一方、同期間における肉豚販売頭数の合計頭数が同期間に係る「四半期ごとの頭数」の合計頭数を上回るときには、この同期間に係る「四半期ごとの頭数」の合計頭数が交付対象頭数となります。

確認欄	上記肉豚販売頭数には、豚枝肉全部廃棄、自家消費分等(販売価格が0円であったものを含む。)の交付金交付対象外の肉豚の頭数は含まれていません。	<input type="checkbox"/>
-----	---	--------------------------

添付書類を確認の上、 (チェック) を記入してください。

令和 年 月 日

注: 提出期限は、原則翌月20日(ただし、概算払による交付を選択している登録生産者は四半期末月は翌月10日)

登録生産者ID

氏名(又は法人名、代表者役職名、代表者名)

## (参考) 肉豚の販売を証する書類について

販売先	提出書類
① 家畜市場（生体市場）又は食肉卸売市場に出荷し販売した場合	○ 家畜市場（生体市場）又は食肉卸売市場が発行する販売証明書
② と畜場への委託と畜後、枝肉を持ち帰って販売する場合（枝肉を加工して販売する場合を含む。）	次のいずれかの書類 ○ と畜場が発行すると畜証明書 ○ （公社）日本食肉格付協会（以下「日格協」）が発行する格付明細書
③ 食肉センターに出荷し、販売した場合	次のいずれかの書類 ○ 食肉センターが発行する販売証明書 ○ と畜場又は食肉センターが発行すると畜証明書 ○ 日格協が発行する格付明細書
④ 系統委託販売の場合	○ 農協等が発行する販売証明書又は売却証明書
⑤ 家畜商等に販売した場合	○ 家畜商等が発行する購入伝票に加え、次のいずれかの書類 ○ と畜場又は食肉センターが発行すると畜証明書 ○ 日格協が発行する格付明細書 ○ 金銭の授受を証する金融機関の通帳の写し